

# 精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

別添 1



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけではなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当

受付時間： 平日 9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始は除く）

連絡先： 電話： 077-528-3595 FAX： 077-528-4853

メール： shigaseishinka-gyakutai@pref.shiga.lg.jp

令和3年度障害者総合福祉推進事業を参考に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課作成